

介護認定方法が見直されました

～本年4月から、介護保険の要介護認定の調査方法が変わりました～

申請の手続きはこれまでどおりですが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査は、調査時のご本人の状態をありのままに調査する方法になりました。このため、調査の際に、ご本人やご家族の方が、ご本人の普段の様子を調査員に詳しくお伝えいただくことが重要になります。

要介護認定を受けられる方

①申請をします

市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請を行います。

②心身の状態を調査します

- 認定調査
本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。
- 主治医意見書
主治医の先生により、意見書が作成されます。

③どのくらい介護の労力が必要か審査し、認定します

- 1次判定
認定調査の結果をコンピュータで分析します。
- 2次判定
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。
 - ① 1次判定の結果
 - ② 認定調査の特記事項
 - ③ 主治医意見書
- 認定
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

④認定結果通知が届きます

主な見直し

○実際のご本人の状態や介助の程度のありのままを見させていただき、普段の様子などもお聞きします。ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なく調査員や主治医の先生にお伝えください。

○最近の介護サービスの開発・進歩にあわせ、より適切な介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しました。

○「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。